

理事の職務権限規程（定款施行細則第7号）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟（以下「県連盟」という。）の理事の職務権限を定め、県連盟としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、理事とは、代表理事たる理事長及び業務執行理事（副理事長、地区選出理事その他の業務執行理事）をいう。

（法令等の遵守）

第3条 理事は法令、定款及び県連盟が定める規程等並びに総会の決議を遵守し、誠実に職務を遂行し、定款の定める県連盟の目的の達成に寄与しなければならない。

（理事）

第4条 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、県連盟の業務の執行に参画する。

（理事長）

第5条 理事長の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として県連盟を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（副理事長）

第6条 副理事長たる業務執行理事の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、県連盟の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けるときは、理事会であらかじめ定めた順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（地区選出理事）

第7条 地区委員長たる地区選出の業務執行理事の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 地区委員会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (2) 県連盟コミッショナーとともに地区コミッショナーの推薦を行う。
- (3) 地区内において、県連盟が決定した方針及びプログラム等の効果的な実施に係る業務を執行し、地区の実情を理事会に逐一報告し県連盟の施策に反映させるために県連盟の業務執行に参画する。

- (4) 地区内において、各団相互及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的な協同を図るための業務を執行する。
- (5) 各団の独立と主導性を妨げることなく、地区内のボーイスカウト運動の普及に関する業務を執行する。
- (6) 毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長、地区選出理事以外の業務執行理事)

第8条 副理事長、地区選出理事以外の業務執行理事の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会で決定する担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第9条 第6条第2項に規定する順序については、任期最初の理事会において決定するものとする。

(変更)

第10条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

(委任規定)

第11条 この規程に定めのない事項については、法令、日本連盟が定める定款・教育規程及びその諸規程の示すところに従って理事会において定める。

附則

この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款の施行の日から施行する。
この規程は、平成27年3月21日から施行する。